

# 南知多町コミュニティバス（海っ子バス） 運行業務委託仕様書

## 1 趣 旨

本仕様書は、南知多町地域公共交通計画に基づき、南知多町コミュニティバス（海っ子バス）の運行に係る業務内容について定めるものとする。

## 2 事業運営に関する基本方針

「町民の日常生活を支えるとともに観光客等の来街者にも便利な公共交通を、関係者の協働の取り組みによって実現する」ことを将来像に、以下の基本方針のもとコミュニティバスの運行を一般乗合旅客自動車運送事業として南知多町コミュニティバス（海っ子バス）運行業務委託事業者（以下「事業者」という。）へ委託する。

事業者は道路運送法第4条の許可を受けて、迅速かつ的確に業務の遂行に努めるものとする。

- (1) 町民の日常交通の確保を第一の目的とし、合わせて交流促進の観点から観光交通との融合にも配慮した公共交通の維持・活性化を図る。
- (2) 地域のニーズにあった利便性の高い公共交通サービスを確保する。
- (3) 地域のまちづくりと一体になって、地域ぐるみで公共交通を守り、育てる。

## 3 運行期間

令和5年10月1日から令和10年9月30日までとする。

（地方自治法234条の3による5年間の長期継続契約（予定）とする。）

## 4 運行日

毎日（概ね午前6時から午後10時まで）

※別添「(仮)海っ子バス時刻表」を参照。

## 5 運行路線名

- (1) 右回り（師崎港～豊浜～内海～河和駅～大井～師崎港：約44.5km）
- (2) 左回り（師崎港～大井～河和駅～内海～豊浜～師崎港：約44.5km）

## 6 運行路経路

※別添「海っ子バス運行経路図」を参照。

## 7 運行車両

- (1) 右回り、左回り

車両の運用計画は小型バス1台、中型バス5台とし、小型バス（日野ポンチョ）1台、中型バス（いすゞエルガミオ、日野レインボー）3台を町が保有し事業者は無償で貸与する。

なお、残る2台については、下記条件の車両を事業者が用意するものとする。

- ① 道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業による営業車両とする。
- ② 使用する車両は、ノンステップバスとし、町が無償で貸与する中型バス又はこれと同等以上のバスを使用するものとする。なお、町の運行に使用するバスの仕様は「特別仕様明細書」のとおりとする。

## (2) 共通事項

- ① 使用する車両の保管場所は事業者にて確保し、適正な管理を行うものとする。
- ② 事業者は、使用する車両の燃料購入・管理・点検整備（定期点検及び車検）及び修繕を行い、法令上の整備及び安全運行に必要な整備を行うこと。なお、事業者は、これらに係る全ての費用、全ての諸税を負担すること。自賠責保険、任意保険についても、事業者の負担とする。
- ③ 常に町及び事業者等に連絡ができるように車両に無線機等を備えること。
- ④ 車両に備えられている前後横方向幕・放送装置・行先停名表示器等のソフトを必要に応じて作成すること。
- ⑤ 年間の乗降者数を計測、集計ができるように車両に専用機器等を備えること。
- ⑥ 常に町、事業者及びバス利用者が、インターネット上（専用アプリは不可）で走行車両の現在位置を確認できる機能を備えること。
- ⑦ 個人を識別し、その個人の乗車回数及び乗車可能期間をクラウド上で管理・確認できるデジタル機器（ICカード等）を備えること。
- ⑧ 使用する車両は本業務以外の目的に使用してはならない。

## 8 予備車両

車両の車検・故障・事故等、または、定員超過により乗れない利用者がある場合に備え、事業者はあらかじめ予備車両を準備しておくこと。

また、予備車両は、町と愛知運輸支局の承認を受けた車両で、通常運行車両と同程度とする。

予備車両を使用する場合は、迅速に対応をするとともに町等に遅滞なく連絡をし、車体には代車であることが分かるようにその旨を表示すること。

これに伴う費用は事業者が負担するものとする。

## 9 乗務員

- (1) 運行に支障がないよう、常に予備の乗務員体制をとること。
- (2) 乗務員は事業者の制服を着用し、車内名札を付けること。
- (3) 乗務員は、安全運行に必要な運転技術と十分な接客態度を保ち、利用客に対して常に親切丁寧で責任のある接客態度に努めること。
- (4) 乗務員は、常に健康に留意し業務遂行に支障をきたさないこと。
- (5) 乗務員は、業務遂行及びこれに関連して知り得た秘密を他に漏らさないこと。

## 10 停留所について

停留所は町が設置し、事業者は停留所が破損等した場合は、速やかに町に連絡すること。

なお、道路占用に係る申請等手続き及び占用料については事業者の負担とする。

## 11 事故等の対応及び報告

事業者は、運行上の事故等に関する業務遂行上の一切の責任を負い、事業者の責めに帰すべき事由により、町又は第三者に損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

この場合、事業者が行った処理内容等を速やかに書面で町に報告すること。

また、乗客等からのバス運行に関する苦情があった場合、事業者が責任を持って

対応し、その内容及び対処等を書面にて速やかに町に報告すること。

## 12 料金収入等の報告

事業者は収受した料金収入等を毎月末に集計し、翌月15日までに「料金収入等明細報告書」を町に提出する。なお、料金収入以外の車両修理代等についても同じとする。

## 13 臨時便の運行実績報告

臨時便の運行を町より依頼された場合は、翌月15日までに「臨時便運行実績報告書」を町に提出する。

## 14 広告掲載及び掲載料について

南知多町コミュニティバス広告取扱要領に基づき、広告の掲載及び撤去等を行うこと。また、広告掲載料については、南知多町コミュニティバス広告掲載依頼書(様式第5号)に基づき、事業者は広告主に請求書を発行し収受するものとする。なお、広告掲載料を収受した場合は、翌月15日までに「広告掲載収入報告書」を町に提出する。

## 15 委託料の支払いについて

事業者は、月額委託料から料金収入等を差し引いた額を委託料として町に請求し、町は請求のあった日から30日以内に事業者の指定する口座に振り込むものとする。

なお、臨時便の運行を町より依頼された場合は、1便当り6,000円(税抜き)を別に月額委託料に加算するものとする。

また、料金収入等が月額委託料を上回る場合は、差額を事業者は町に納入するものとし、その納入方法は別途協議して定めるものとする。

## 16 車外販売について

事業者は、定期券等の車外販売を、必要に応じて第三者に委託できるものとする。

(1) 委託業務の範囲は以下のとおりとする。

- ① 乗車券の販売業務
- ② 旅客運賃の払い戻し業務
- ③ 収入の整理及び報告義務
- ④ 販売を委託できる乗車券は定期券、回数券及び一日券とする。

(2) 販売手数料は委託先で販売した売上(払い戻しにより控除した額を除く)に対して、以下の料率の範囲において支払うことができる。ただし、十円未満の端数は四捨五入するものとする。

- ① 定期券 7%
- ② 回数券 7%
- ③ 一日券 7%
- ④ 企画切符等 7%

(3) 委託販売を受託した者は、日々販売状況を整理するとともに、その取扱高を月単位で集計し、月報にて事業者に報告するものとする。

(4) 事業者は、車外販売を委託した場合、「乗車券の類の委託発売に関する契約書」

により結んだ契約書の写しを添付し、町に報告しなければならない。

## 17 運行条件の変更等について

(1) 天候その他やむをえない事由により運行業務を変更する場合は、両者協議のうえ決定するものとする。

なお、これに伴う違約料はお互いに請求しないものとする。

(2) 運行委託に含まれる燃料単価（軽油）について大幅な変動を考慮し、10%以上の変動があった場合は、双方協議のうえ変更契約を行うことができることとする。（参照資料：経済産業省資源エネルギー庁、石油製品小売市況調査（都道府県別）、店頭現金価格（消費税込）、軽油単価146円/ℓを契約時単価とする。）

## 18 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合には当該契約は解除する。

(2) 事業者の責に帰すべき理由により、業務の継続が困難になった場合、町は事業の取り消しをすることができるものとする。

その場合、町に生じた損害は、事業者が賠償するものとする。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なくコミュニティバス運行業務を遂行できるように引き継ぎを行うものとする。

(3) 双方の責めに帰することのできない事由により業務の継続が困難になった場合、事業継続等については双方で協議するものとする。

## 19 個人情報の保護

事業者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

## 20 その他

(1) 料金收受器用解錠器は事業者において用意するものとする。

(2) 業者の負担により、各路線で年に2日間（連続した2日間とする。）バス乗降者のOD調査を行い、調査結果を町に報告するものとする。

(3) 運行開始前の試行運転については、必要に応じ事業者負担により行うものとする。

(4) 定期券、回数券、一日券及び企画切符等の印刷製本費等は双方協議により負担する。

(5) バスの発着する河和駅、内海駅等の使用料等は事業者の負担とする。

(6) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書の内容の解釈に疑義が生じた場合は、双方協議によりこれを定める。